長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B　３年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該都道府県立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

C　２年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該都道府県立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

D　前年の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該都道府県立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［３・４　略］

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「平成三十年

市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B　３年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　２年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

D　前年の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［３・４　同上］

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「平成二十九